

【重点分野—3】連合本部外国人労働者向け集中労働相談ホットライン実施報告

初の試みとなる外国人労働者を対象とした集中労働相談ホットラインを下記の通り実施した。取り組みにあたっては、専門家や関係団体、行政窓口（外国人在留支援センター（F R E S C）、外国人技能実習機構（O T I T）等）との連携体制を整え、外国人労働者からの労働相談の問題解決に向けたアドバイスを行った。主な内容は以下の通り。

- I. 実施日時：2021年1月26日（火）～27日（水） 10～16時
- II. タイトル：連合本部集中労働相談ホットライン
～外国人労働者のみなさん！仕事で困っていたら、連絡ください～
- III. 対応言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語
- IV. 対応方法：電話（0120-052-592）、Facebook メッセージ
- V. 相談対応：連合本部（9名）、弁護士（5名）、中国語通訳者（1名）、
ベトナム語通訳者（2名）、ミャンマー語通訳者（2名）
- VI. 協力組織：U Aゼンセン、J A M
- VII. 全体の特徴：

1. 相談件数は2日間で35件（Facebook メッセージ28件、電話7件）

| 国籍 | Facebook | 電話 | 合計 |
|-----------|----------|----|-----|
| ベトナム | 25件 | 4件 | 29件 |
| ミャンマー | 3件 | 1件 | 4件 |
| バングラディッシュ | — | 1件 | 1件 |
| フィリピン | — | 1件 | 1件 |
| | 28件 | 7件 | 35件 |

2. 安心して働けるよう、制度の周知徹底・相談体制整備が課題

相談内容は在留資格、労働環境、生活相談など多岐にわたり、コロナ禍の影響もあらわとなっている。外国人労働者が安心して働き続けるためには、雇用労働ルールや各種支援制度に関する労使双方への周知徹底、相談体制の整備が必要である。また、トラブルの相談にあたっては、在留資格や在留期間との関係、相談したことで即解雇につながる事への不安などに考慮しつつ、各種団体が連携しながら慎重かつ丁寧に対応していくことが求められる。

3. 主な相談内容

- 仕事がなく困っています。助けてください。（ベトナム）
- 3年契約で勤務。4月から仕事なくなる。困っている。（バングラディッシュ・特定活動）
- 食品製造工場で商品包装の仕事をしている。職場には日本人は少なく、上司は全員他国人。仕事で差別を受けている。（ベトナム・技能実習）
- ホテルで働いているがコロナの影響で仕事なくなっている。他の仕事に変

更することは可能か。(ミャンマー・特定活動)

- 2020年3月から来日して10カ月働いたのに給料明細書を2回しかもらっていない。保険証は手元になくて、社長に預けられて返してもらえない。給料は毎月2万円くらい天引きされているが、国民年金保険料を国に納めてくれない。(技能実習・ベトナム)
- 外国人労働者が200人以上在籍する会社で勤務。日本人との処遇が全く違う。外国人というだけで差別しているのではないか。相談したことが解雇につながることは非常に困る。(フィリピン・永住・正社員14年)
- 同国籍の夫から離婚訴訟を起こされ、敗訴し離婚することとなった。そして、離婚訴訟費用についても、支払うよう命じられたが、その内容に不満。夫に金銭的な支払いを求めたい。(ベトナム・永住)
- 日本人の同僚に暴力を振るったことから、警察に2か月半拘留された。現在、監理団体に提供された施設に宿泊しているが、住居費が払えない。罪を犯した者は帰国するしかないと言われたが、新型コロナウイルス感染症の影響で帰れない。現在「特定活動」への変更を申請中。(ベトナム・技能実習)
- 2019年9月に来日し、自分を含めて現場に日本人2人とベトナム人2人だけの小さな会社で働いているが、現場の日本人から暴力やハラスメントを受けている。監理団体にそのことを通報すれば、逆に通報のことを会社に知られてしまい、更に働きにくくなるかが心配。監理団体以外に相談できるところはあるか。実習先の変更は可能か？(ベトナム・技能実習)

以上